

第2回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月8日(火) 午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
 - 1番 金子 節夫
 - 2番 島田 信成
 - 3番 中野 文子
 - 4番 高田 洋子
 - 5番 齋藤 澄博
 - 6番 横山 宏
 - 7番 松島 章倫
 - 8番 横山 正行
 - 9番 中村 政五郎
4. 欠席委員 10番 小林 修
5. 事務局 課長補佐 國府田 諭 主事 茂木 智哉
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（横山）	<p>それでは只今より、第2回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>本日、小林委員から欠席の報告をいただいております。只今の出席委員数は、9名でございます。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第2回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号1番金子節夫委員、同じく2番島田信成委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和5年8月8日、邑楽町農業委員会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いします。</p>
2番（島田）	<p>2番島田です。8月4日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地はその他農地であり、農地区分は第2種農地として判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
会長（横山）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することを決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和5年8月8日、邑楽町農業委員会長、横山正行。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては5ページから8ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>2番（島田）</p>	<p>2番島田です。8月4日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は第1種農地ですが、集落接続が認められることから、不許可の例外に該当いたします。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして2番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては9ページから12ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>2番（島田）</p>	<p>2番島田です。8月4日に事務局と1班で行いました。申請地については、大字狸塚字本郷地内、案内図は資料の9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地はその他農地であり、農地区分は第2種農地に当たります。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
<p>会長（横山）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より</p>

会長（横山）	説明をお願いします。
事務局(國府田)	<p>報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和5年8月8日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から3番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については13ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長（横山）	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第2回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。</p> <p style="text-align: center;">令和5年9月8日</p> <p style="text-align: center;">邑楽町農業委員会 会長 <u>横山 正行</u></p> <p style="text-align: right;">委員 <u>金子 節夫</u></p> <p style="text-align: right;">委員 <u>島田 信成</u></p>